

議案第 82 号

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「附則第2項から第6項まで」を「附則第4項から第8項まで」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第10項を附則第12項とし、附則第9項を附則第11項とする。

附則第8項中「附則第2項及び4項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第5項から第7項」を「附則第7項から第9項」に、「附則第7項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項を附則第4項とし、附則第1項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の大田原市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。